

本事務連絡は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、1月13日（水）に決定された「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」における緊急事態措置を実施すべき区域の変更及び内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より各都道府県知事等宛に発出された「緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（事務連絡）の内容について周知するものです。関係者に周知願います。

事 務 連 絡
令和3年1月14日

文化関係独立行政法人の長
文化関係団体の長

文化庁政策課長

1月13日に決定された緊急事態措置を実施すべき区域の変更について

1月7日、第51回新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第32条第1項の規定に基づき、緊急事態宣言が発出され、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県を、緊急事態措置を実施すべき区域として決定したところです。

昨日、第52回新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、改めて感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、法第32条第3項に基づき、緊急事態措置を実施すべき区域に栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県を加える変更が決定されました。これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間は令和3年1月14日から令和3年2月7日までの25日間となります。

また、緊急事態措置を実施すべき区域が変更されたことを踏まえ、同本部において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の改正が行われ、催物の開催について、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長より各都道府県知事等宛に「緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（事務連絡）が発出されておりますので、ご参照ください。

これらの内容について御了知いただくとともに、活動場所等となる地域の状況を自治体等に確認し、把握したうえで、適切に対応してください。また、本件について、関係団体・機関等に対しても周知されるようお願いいたします。

（参考資料）

- ・令和3年1月13日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第52回）【新規】
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/sidai_r030113.pdf
- ・令和3年1月13日菅内閣総理大臣記者会見【新規】
https://www.kantei.go.jp/jp/99_suga/statement/2021/0113kaiken.html

- ・令和3年1月13日新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更【新規】
https://corona.go.jp/news/pdf/kinkyujitaisengen_houkoku_20210113.pdf
- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年1月13日改正）
【新規】
https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_20210113.pdf
- ・「緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（令和3年1月13日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）【新規】
https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210113.pdf
- ・1月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づき行われた「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」について（令和3年1月8日付文化庁政策課事務連絡）
https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/sonota_oshirase/pdf/202101081925_02.pdf

本件連絡先 文化庁政策課 電話：03-6734-2809(直通) メール：s-kikaku@mext.go.jp
--